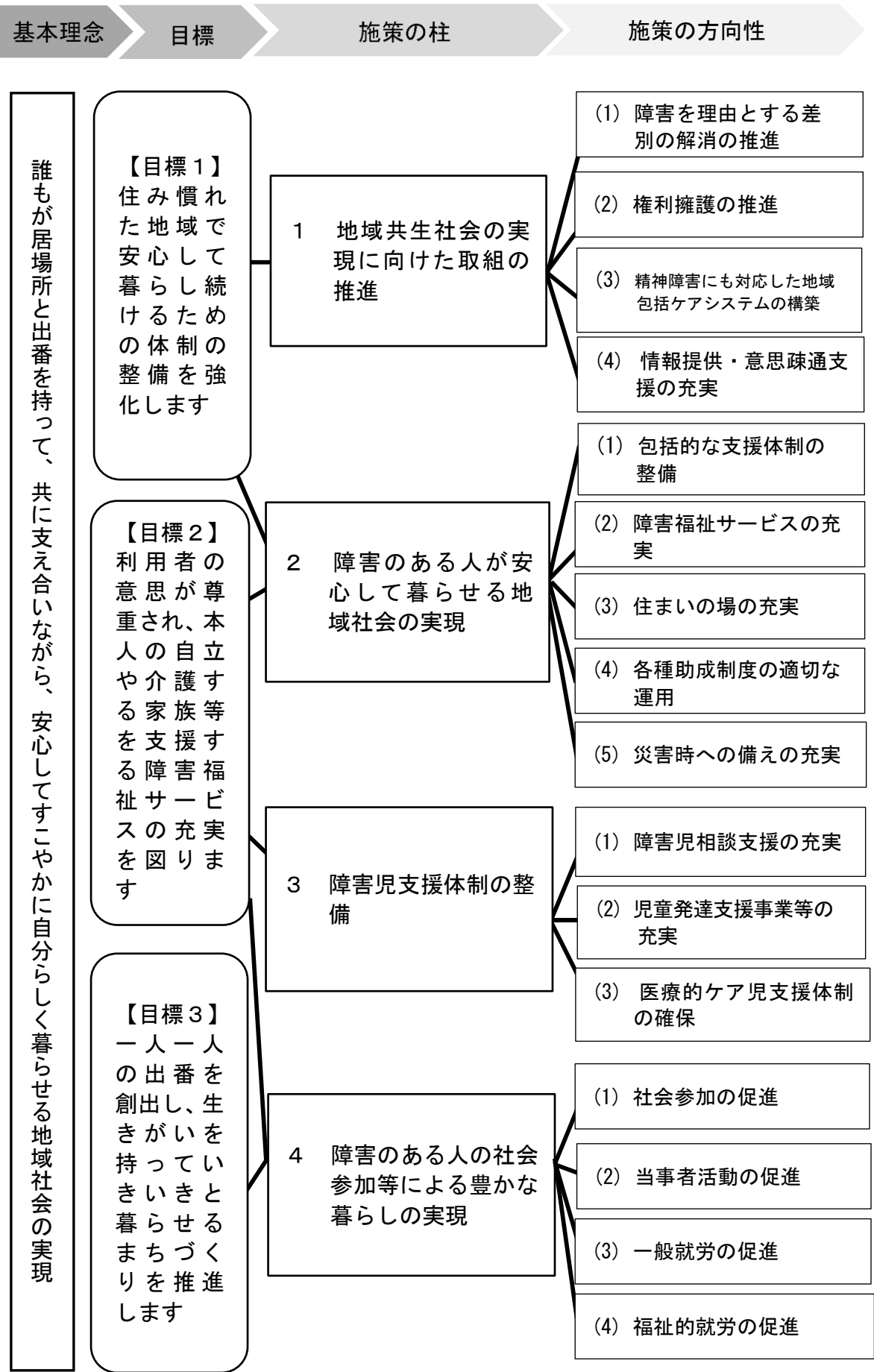




1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

《主な取組》

上越商工会議所を通じた事業者への合理的配慮の提供義務化に関する周知や、相談支援専門員への情報提供、障害者差別解消支援地域協議会における協議・個別事案への対応、福祉・介護・健康フェアの開催及び広報上越や市ホームページ等を活用した市民啓発を実施し、障害者差別の解消及び障害への理解促進に取り組みました。

《課題》

市への相談や報告件数では、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する事案は多くないものの、ニーズ調査では、学校や職場で障害があることを理由に差別を受けたり嫌な思いをしたことがあると回答した人が約3割いることから、学校や職場における障害理解の促進をさらに進めていく必要があります。

また、障害者差別解消法については、障害のある人や支援者以外への認知をさらに広めるため、小中学校校長会やハローワーク等と連携しながら、障害のある人が差別と感じる具体的な事例や合理的配慮の考え方について広く市民へ周知し、障害者差別の解消に向けた意識啓発を推進する必要があります。

(2) 権利擁護の推進

《主な取組》

令和6年4月に「上越市成年後見支援センター」を設置するとともに、成年後見制度利用促進連絡連携会議の構成員拡充や成年後見制度利用助成事業の対象拡大を行い、制度の普及啓発と利用促進、関係機関との連携強化を図ることができました。

さらに、上越市社会福祉協議会が実施する法人後見及び日常生活自立支援事業に対する財政支援や、市長申立ての実施を通じて権利擁護体制の充実にも取り組みました。

また、関係機関と連携した障害者虐待の早期発見・早期支援や施設職員向け研修の継続実施により虐待予防を推進するとともに、令和6年度に障害者自立支援協議会当事者部会を設置し、当事者の意見を施策に反映する仕組みを整えるなど、障害のある人の権利擁護と地域共生社会の実現に向けた体制強化を進めることができました。

《課題》

成年後見制度に関する認知・理解の不足や利用者増加に伴う後見人等の担い手確保、制度改正への対応が課題となっています。また、障害者虐待に関する理解が徐々に浸透し、通報件数は増加しているものの、さらなる理解促進と権利擁護に関する普及啓発の推進、支援体制の充実を図る必要があります。加えて、本人主体の意思決定支援を推進するため、支援者の理解促進と実践力の向上、関係機関の連携強化による支援体制の充実が求められています。

2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現

(1) 包括的な支援体制の整備

《主な取組》

地域における相談支援体制の充実を図るため、市内 12 ヶ所の地域包括支援センターにおいて障害のある人やひきこもりの人等への相談支援を実施するとともに、継続的な訪問等を通じて個々の困りごとを把握し、必要な医療・福祉サービスへ適切につなげることができました。

また、複数の相談支援事業所や地域生活支援拠点等運営事業者が連携・協働し、ケース共有会議や事例検討会の実施、困難ケースへの対応、人材育成等に取り組むとともに、障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが研修を実施し、多職種連携の推進や相談支援専門員のスキルアップを図ることができ、地域全体の支援体制の強化につながりました。

さらに、障害者自立支援協議会においては 4 つの専門部会による地域課題の抽出・解決に向けた取組を進めるとともに、障害者自立支援協議会当事者部会を新たに設置し、災害時の課題や対応について当事者視点での意見交換や災害時対応ツールの検討を行うなど、地域における障害に対する理解の促進と相談支援の充実につなげることができました。

《課題》

複数の相談支援事業所による協働体制は構築されているものの、人材不足のほか、相談支援においては複雑化・多様化するニーズへの対応が求められています。また、複合的な課題を抱える世帯への支援に向け、引き続き基幹相談支援センターを中心とした関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る必要があります。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《主な取組》

障害者自立支援協議会権利擁護部会において、精神障害のある人の入院の長期化を防ぐために必要な支援について協議するとともに、市内精神科病院の入院実態調査の結果を共有し、課題や必要な取組の検討を継続的に実施しました。

また、ピアサポーターの活動やその有効性について理解を広げるため、医療従事者を含む支援者を対象に、先進的な取組を実践する県外講師及び当事者を招いた研修会を開催し、地域移行における当事者との協働に対する理解と意識の向上を図りました。

さらに、地域生活支援拠点コーディネーターや相談支援事業所、障害者支援施設、精神科病院等の関係機関と連携し、長期入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた調整及び支援を実施し、地域移行の推進に取り組みました。

《課題》

当事者からは、地域住民の精神障害に対する理解促進や意識啓発を求める声があることから、「こころのサポーター養成事業」を活用した指導者研修や地域への普及啓発を進めるとともに、障害者自立支援協議会権利擁護部会で実施した市内精神科病院の入院実態調査の結果を引き続き関係機関で共有し、地域移行・地域定着の推進に向けてピアサポーターの理解を深めていく必要があります。

(4) 情報提供・意思疎通支援の充実

《主な取組》

視覚障害者を対象とした「声の広報」の制作・送付や、聴覚障害者への手話通訳者・要約筆記者等の派遣など、障害特性に配慮した情報提供及び意思疎通支援を実施するとともに、手話通訳者養成講座及び要約筆記講習会を継続して実施した結果、手話通訳者及び要約筆記奉仕員等がそれぞれ 1 人増加し、支援体制の充実が図られました。

《課題》

手話通訳者、要約筆記奉仕員等及び点訳奉仕員については、いずれも担い手不足が課題となっています。特に、手話通訳者は資格取得に長期間を要することや資格試験の難易度が高いことから、新規登録者の確保が難しい状況にあります。また、点訳奉仕員については高齢化も進んでいる現状にあることから、今後も継続的な人材育成や活動の周知を進め、新たな担い手の確保を図る必要があります。

(2) 障害福祉サービスの充実

《主な取組》

強度行動障害のある人への支援体制の充実を図るため、支援者ネットワークの構築や研修の実施による人材育成・確保に取り組むとともに、相談支援事業所や重度訪問介護事業所等の関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた障害福祉サービスを提供しました。

また、相談支援専門員を対象として定期的な研修会や、障害福祉サービス事業所の新人職員を対象とした研修を実施するとともに、介護支援専門員等の多職種との研修・交流の機会を設け、人材の育成及び確保に取り組みました。

さらに、社会福祉協議会に対する補助事業を通じて、小・中学校を対象とした福祉教育の推進を支援し、福祉への理解促進と将来の福祉人材の育成に寄与することができました。

地域活動支援センターの活動を支援し、障害のある人の居場所を確保することで、交流や社会参加の促進に取り組みました。

《課題》

強度行動障害のある人を支援するため、重度訪問介護等による支援が行われているものの、障害のある人が「親なき後」も安心して暮らしていくことができるよう、日中も支援が可能となるグループホームや施設入所支援の利用が求められています。

また、限られた地域資源の中で、障害のある人とその家族が安心して地域で暮らし続けられるための、持続可能で質の高い支援が必要となります。

(3) 住まいの場の充実

《主な取組》

対象者への意向確認や介護保険サービスへの移行調整を適切に実施するとともに、相談支援専門員や関係機関との連携のもと、利用者の地域生活や一人暮らしに関する希望を把握し、個別支援計画への反映や支援体制の構築を行いました。

また、グループホームの整備に対する財政支援や、重度の障害のある人に対応した日中サービス支援型グループホームの整備促進を通じて、障害のある人が希望する地域生活を継続できる環境整備に取り組みました。

《課題》

重度の障害のある人に対応できるグループホームの受入れ体制の充実を求める声があります。

(4) 各種助成制度の適切な運用

《主な取組》

手帳交付時等に障害福祉ハンドブックを活用して各種助成制度の周知・説明を行うとともに、医療費助成、通学支援、各種手当の支給、補装具・日常生活用具等の給付を行ったほか、令和7年度には、人工透析療法（血液透析）の通院に係る交通費助成単価の増額を行いました。これらの取り組みを通じて、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図ることができました。

《課題》

制度の対象となる人が、各種手当の支給や医療費助成などの支援を漏れなく受けられるよう、障害福祉ハンドブックや地域包括支援センター等を活用した制度周知に努めるとともに、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減に向け、引き続き、制度の利用促進を図る必要があります。

(5) 災害時への備えの充実

《主な取組》

一般の避難所での生活を送ることが困難な人が避難する福祉避難所の対象者を適切に把握することができました。また、障害者自立支援協議会当事者部会では、防災部局と連携を図り、一般の避難所において避難スペースや備蓄品の確認を行いました。

ヘルプカードやヘルプマークの普及啓発に取り組むとともに、災害時における活用方法について障害者自立支援協議会当事者部会で検討を行いました。

さらに、保健所と災害時における人工呼吸器使用者の情報共有を定期的に行うとともに、災害等による長期の停電や災害時において電源が確保できるよう、非常用電源装置の給付を行いました。

《課題》

ヘルプカードやヘルプマークについては、利用者だけでなく支援者への周知及び適切な対応方法の啓発が必要です。

災害時支援においては、避難行動要支援者名簿の更新に合わせて人工呼吸器使用者の把握と関係機関での情報共有を継続する必要があります。

また、現状では、病院や福祉避難所での人工呼吸器使用者の長期的な受入れが困難であることを踏まえ、今後の避難先の考え方について整理する必要があります。

3 障害児支援体制の整備

(1) 障害児相談支援の充実

《主な取組》

障害児通所支援サービスの申請件数の増加に対応するため、福祉課及びこども発達支援センターにおける相談支援専門員の増員等により、障害児相談支援体制の充実を図り、円滑なサービス利用につなげることができました。

また、基幹相談支援センターにおいて、市内の相談支援事業所が担当するケースに対する助言やモニタリング会議への参加を通じて、支援体制の強化に努めました。また、相談支援専門員等を対象とした研修会を開催し、相談支援に関する知識及び技能の向上を図ることで、サービスの質の確保及び向上に取り組みました。

さらに、複合的な課題を抱える世帯や児童への支援の在り方を考えるため、障害者自立支援協議会こども部会が研修会を開催し、事例検討やグループワークを通じて多職種による連携強化と支援力向上を図られました。加えて、行政、支援者、事業所、学校、保育園（こども園）等が連携し、情報共有を行いながら、切れ目のない支援体制の構築を推進しました。

《課題》

障害児相談支援においては、関係する支援機関や支援者が多くサービス調整が複雑になりやすいことに加え、本人の意向把握の難しさや保護者のニーズへの対応など、相談支援専門員によるきめ細かな意思決定支援が求められています。

一方で、放課後等デイサービスを始めとする障害児通所支援の利用児童が増加する中、障害児相談支援を担う相談支援専門員の確保や事業所の整備は進んでいるものの、高まる支援ニーズへの対応が求められており、一人当たりの担当ケース数の増加による支援の質・量への影響が懸念されています。

(2) 児童発達支援事業等の充実

《主な取組》

児童発達支援を早期かつ柔軟に利用できるよう、利用要件を見直し、診断にかかわらず必要な乳幼児がサービスを利用できる仕組みを整えるとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する事業者に対し、公の施設を貸付けすることで障害児通所支援の充実を図りました。

こども発達支援センターでは、児童発達支援事業所連絡会への積極的な参加を通じて、事業所間の情報共有や連携強化を図るとともに、児童発達支援事業所との合同研修会を開催し、地域における児童発達支援の質の向上に取り組みました。また、基幹相談支援センターでは、実務者を対象とした事例検討やグループワークを取り入れた研修会を実施し、多職種間の連携強化と支援力の向上を図りました。

さらに、保育所等訪問支援等を通じて、地域のインクルーシブ保育の推進を図りました。

また、入所措置又は里親委託されている児童についても、必要に応じて地域資源の活用が図られるよう、児童相談所と連携を図りました。

《課題》

こども発達支援センターでは、保育園等への後方支援や事業所間の連携強化など、地域の就学前児童に係る発達支援の中核的な機能の充実に向け、引き続き関係課と取り組む必要があります。

また、重度知的障害や行動障害のある児童を含む多様なニーズに対応できる放課後等デイサービス等の支援体制の整備を検討する必要があります。

(3) 医療的ケア児支援体制の確保

《主な取組》

医療的ケア児支援においては、福祉課及び民間事業所に配置された医療的コーディネーターを中心とした連携体制が構築され、関係機関との円滑な調整が図られています。

また、重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所が複数整備されたことで利用先の選択肢が拡大するとともに、医療的ケア児が利用できる日中一時支援事業やこども発達支援センターでの一時保育の実施により、手帳所持や確定診断の有無にかかわらず早期からの支援や保護者のレスパイト支援が可能となりました。

さらに、支援者研修会を開催し、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、保健師等が地域資源の現状や成長段階を見据えた支援について共有・検討することで、支援者間の連携強化と支援体制の充実が図られました。

《課題》

新たな事業所の開設が進む一方、人材不足等を理由に一時的に事業を休止する事業所も見られるため、受入れ先の拡充を図る必要があります。

4 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現

(1) 社会参加の促進

《主な取組》

タクシー利用券、自動車燃料購入券及び燃料費助成による外出支援に加え、令和6年度からはタクシー利用券とバス利用券をセットで利用できるよう選択肢を新に設け、利用者の移動手段の充実と利便性の向上を図りました。また、令和8年度からはタクシー利用券及びバス利用券の助成額を増額し、社会参加や余暇活動のための移動を一層支援する取組みを行いました。

あわせて、福祉バスの運行やガイドヘルパーによる移動支援を実施するとともに、令和8年度には老朽化した福祉バス1台を更新し、車椅子利用者にも配慮した車両環境の充実を図ることで、障害のある人の外出機会の確保と社会参加の促進に取り組みました。

《課題》

制度の対象となる人がタクシー利用券等による外出支援を円滑に利用できるよう、障害福祉ハンドブックや地域包括支援センター等を活用した制度周知に努めるとともに、障害のある人やその家族の経済的負担の軽減に向け、引き続き、制度の利用促進を図る必要があります

(2) 当事者活動の促進

《主な取組》

障害者団体が実施するイベントや同じような経験や立場にある人がお互いに支え合うピアサポート活動を支援するとともに、障害者自立支援協議会権利擁護部会において精神障害者の長期入院者の実態把握のためのアンケート調査を実施しました。

また、障害者団体との意見交換を通じて、活動支援と課題の共有を図りました。

《課題》

障害者団体は、会員の高齢化等に伴い会員数が減少傾向にあるものの、勉強会や交流会、社会参加活動などを通じて障害者福祉の向上に向けた自主的な活動を継続しており、引き続きその活動を支援していく必要がある。

また、ピアサポート活動についても、当事者本人だけでなく、障がいのある人に関わる支援者を含めた関係者全員がその意義や効果に対する理解を深めるため、さらなる普及啓発を推進していく必要がある。

(3) 一般就労の促進

《主な取組》

ジョブサポーターを中心に、福祉事業所、ハローワーク及び企業等の関係機関との連携を図りながら、在宅で生活する障害のある方に対し、訪問支援、職業訓練、職場実習及び職場定着支援を行ったほか、就職先や実習受入先となる企業等の開拓を推進し、就労機会の拡大に努めました。

《課題》

ニーズ調査において、障害者の就労のために必要な支援について、約半数の人が「障害のある人への職場の理解」を挙げており、職場における障害特性の理解促進や合理的配慮の浸透を図るなど、障害のある人が働きやすい環境づくりを推進する必要があります。

(4) 福祉的就労の促進

《主な取組》

上越ワーキングネットワーク事務局に対して財政支援や各種事業への協力などを行い、市内障害福祉サービス事業所等の発注業者の開拓や受注拡大を促進しました。

また、福祉事業所合同説明会の開催により、高等学校や特別支援学校高等部等の生徒及びその保護者に対し、卒業後の進路選択や日中活動の場について理解を深める機会を提供しました。

さらに、障害者優先調達推進法に基づき、市役所木田庁舎の清掃業務の一部を就労継続支援事業所へ委託するなど、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図り、障害者の就労支援及び社会参加の促進に市としても積極的に取り組みました。

《課題》

共同受注窓口の安定的な運営に向け上越ワーキングネットワーク事務局への支援を継続するとともに、福祉事業所合同説明会の開催を通じて卒業後を見据えた進路検討の機会を確保しながら、障害者優先調達推進法に基づく取組を一層推進することで、障害者就労施設等の受注機会及び障害のある人の就労機会の拡大を図っていく必要があります。